平成２２年（フ）第１０２号
沖縄県うるま市字田場1551番地５
債務者　當銘　明美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５６５号
群馬県前橋市西片貝町５丁目４番地８エルアルカザール小池、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市西片貝町５丁目４番地の８
破産者　有限会社風書店
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮２丁目11番19号
破産者　有限会社エーエムシステムズ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８号
三重県熊野市有馬町3786番地、前住所三重県熊野市井戸町750番地の６
破産者　山口　　進
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第４８号
三重県熊野市有馬町3786番地、前住所三重県熊野市井戸町750番地の６
破産者　山口恵美子
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目80番11号
破産者　有限会社スリーエフフーズ
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢２番地の１
破産者　株式会社片山建設
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
福島県郡山市片平町字新蟻塚91番地７
破産者　有限会社有我ネーム
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
群馬県桐生市広沢町６丁目852番地の７
破産者　波多野みゆき（旧姓小島）
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３４号
群馬県桐生市相生町２丁目914番地２
破産者　株式会社ウェーブ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３５号
群馬県桐生市堤町２丁目11番19号
破産者　青木　茂樹
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８０号
埼玉県朝霞市本町３－１－15アウルビル403号
破産者　有限会社Ｃｅｌｌ　12
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
三重県四日市市御薗町２丁目１番地
破産者　植木千代子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４８０９号
大阪市東成区東小橋１丁目15番２号
破産者　株式会社文泉堂
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８５号
大阪府東大阪市宝町13番38号
破産者　有限会社大京
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８５号
大阪市北区神山町１番５号扇町公園ビル
破産者　株式会社ピーディ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５号
神戸市北区大原３丁目６番１号
破産者　阪神アィピーシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目２番１アピア１－１Ｆ
破産者　ユーコー商事株式会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３２５号
兵庫県西宮市山口町下山口字丸岩75－１
破産者　株式会社ＦＯＳＳ
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９６号
兵庫県姫路市駅前町316番地
破産者　株式会社大道兄弟商会
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成１９年（フ）第５号
島根県隠岐郡隠岐の島町都万2103番地４
破産者　東産業有限会社
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係